

令和7年度第1回定期監査

監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による監査
監査の対象	生活環境部 環境政策課
監査の範囲	令和7年4月1日から令和7年9月30日までににおける事務の執行 令和6年度における財政援助団体等に対する補助金等に関する事務の執行
監査の期間	令和7年10月6日から令和7年12月22日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 堀 雄一郎

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 適正な文書管理について</p> <p>文書管理システムにおいて起案や収受を行った文書については、決裁や供覧終了後に完結処理を行うこととなっているが、完結処理をせずに数か月を経過している文書が散見された。完結処理を行わずに未完結の状態のままでは、文書の廃棄処理を行うことができず、文書を廃棄した記録を残すことができない。文書管理システムの未完結状態を個人個人が意識して確認すると同時に、定期的に確認する仕組みを構築し、適正な管理を徹底されたい。</p> <p>(2) 公用車の管理について</p> <p>2係において公用車3台を保有しているが、その管理・運用状況について、次の事項が見受けられた。</p> <p>ア 道路交通法施行規則の規定により、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うことが※安全運転管理者に義務付けられている。また、確認の内容を記録し、その記録を一年間保存することが義務付けられているが、記録漏れが複数見受けられ、1係においては記録が保存されていなかった。</p> <p>※安全運転管理者は道路交通法の規定に</p>	<p>(1)</p> <p>毎月実施している庶務事務システム仮締め作業に合わせ、文書完結処理を実施するように課内全員に周知・徹底します。</p> <p>また、係長が四半期ごとに文書管理システムの完結処理状況の進捗確認をし、未完結文書を完結するよう指示します。</p> <p>(2) ア</p> <p>確認内容について記録漏れがないように課内全員に周知・徹底します。</p> <p>また、記録簿については適正に保管します。</p>

基づき選任されており、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について」(令和6年12月27日付け警視庁交通局交通企画課長・警視庁交通局交通指導課長通達)により、「酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者に酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。」とされている。本市においては安全運転管理者とは別に自動車等を所管する各課に管理責任者(自動車等の運行を直接管理する各主管の課(館を含む。)の長)を置き、所管する自動車等の整備保全に努め、安全運行に支障のないよう管理を行うこととしている。)

イ 福生市庁用自動車等管理規程において、管理責任者は自動車等の点検整備について、その日の最初の使用者に対し始業点検表により自動車等の始業点検を行わせなければならないとしているが、土曜日、日曜日及び祝日について、自動車等を使用しているにもかかわらず始業点検がされていなかった。

このことについて所管課に確認したところ、認識不足によるものであったとのことだが、今後は、道路交通法、福生市庁用自動車等管理規程等に基づき、公用車の適正な管理・運用を徹底されたい。

### (3) 支払いの遅れについて

水道料金について、支払い業務を失念したために支払いが遅延したという案件が見受けられた。本市として相手方への支払いが遅れることは、相手方に著しい不利益を与えるものであると共に、本市への信用を失墜させることにつな

### (2) イ

始業点検について点検漏れがないように課内全員に周知・徹底します。

### (3)

支払の期限を厳守し、適正に執行します。

がると考える。

今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、福生市会計事務規則及び会計事務の手引き等に基づき、支払いが遅れることなく適正な事務処理が執行されるよう徹底されたい。

(4) 多摩川中央公園管理業務委託について

仕様書における受注者の業務として、公園内点検時は水道メーターの数量を確認し日報に記載することとしているが、誤った水道メーターの水量が日報に記載され、所管課による確認や修正が行われていない状況が見受けられた。

所管課によると、日報は受注者が作成しており、メーターの数量を記載できる様式になっていないためであるが、異常があった場合は即時に受注者から連絡を受けているとのことであった。

漏水等の異常を早期に発見し、経済的損失を抑制するための重要な業務の一部であり、誤った記録が残されることを防ぐためにも、仕様書に沿った様式に改めるべく、受注者と協議されたい。

(4)

仕様書等の改善について受注者と協議します。

## 令和7年度第1回定期監査

監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
監査の対象 会計課  
監査の範囲 令和7年4月1日から令和7年9月30日までににおける事務の執行  
監査の期間 令和7年10月6日から令和7年12月22日まで  
監査委員 平田 敬太郎 ・ 堀 雄一郎

### 【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 公金の取扱いについて</p> <p>時間外開庁時に、本来会計課窓口では取り扱うことができない公金を誤って受領してしまったとのこと。受領後に誤りを認識したため、同日中に納付された方には、返納、謝罪するとともに適正な納付方法について説明し、理解していただいたとのことである。今後の再発防止策として、課内における業務マニュアル等の周知徹底を図り再発防止に努められたい。</p>	<p>取り扱い可能な公金について課内で再確認を行い、適正な取扱いに関する認識を徹底するとともに、取扱い可能な公金の一覧を窓口内に貼付し、即時確認を行えるようにいたしました。</p>

## 令和7年度第1回定期監査

監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	教育部 スポーツ推進課
監査の範囲	令和7年4月1日から令和7年9月30日までにおける事務の執行
監査の期間	令和7年10月6日から令和7年12月22日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 堀 雄一朗

### 【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 金庫の取り扱いについて</p> <p>前回の定期監査時に中央体育館に設置してある、公印や体育施設使用料を保管するダイヤル式の金庫については、中央体育館の運営を委託している現スポーツ協会と共同で使用しており、ダイヤル番号についても、設置当初から変更していないとのことで、セキュリティ向上の観点からも、限られた職員のみが金庫を開錠できるよう、ダイヤル番号を定期的に変更する等、対策を講じるよう指摘を行った。</p> <p>これに対して、所管課からの改善措置状況は、ダイヤル式金庫については、昭和52年製造の古い型であり、確認をしたが番号の変更方法が分からなかった。また、無理に変更を試みても二度と開錠できなくなる恐れもあることから、開錠番号・方法記載のデータパスワードを設定し、課職員及びスポーツ協会事務局長、同協会会計担当職員のみが取り扱えるようにして、厳格な管理を行うことにしたとの回答であった。</p> <p>その後について確認したところ、現在も同様の運用を行っているとのことだった。このため、取扱説明書や購入業者に確認を行うなどしてダイヤル番号の変更を行うなど、改めてセキュリティ対策の強化を講じられたい。</p>	<p>金庫のパスワード変更の可否をメーカーに確認したところ、現在使用している金庫はパスワード変更不可との確認が取れた。パスワード変更の場合はダイヤル錠自体を交換する必要があるため、その都度約10万円程度の費用が掛かる。また、金庫内に更なる金庫を設置することも検討したが、耐火性の金庫のため壁が厚く、更なる金庫を設置することは構造上及び収納量的にも難しい。そのため、今後はパスワード変更が可能な金庫への買い替えを検討する。</p>

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 生活習慣病予防対策事業における関係部署との連携について</p> <p>本事業は、医療保健政策区市町村包括事業により、生活習慣病予防を目的とし、現役世代、高齢者を対象とした健康維持・増進事業である。今後も健康課や介護福祉課との連携強化により、効果的な事業実施が図れるよう要望する。</p>	<p>生活習慣病予防対策事業における教室実施は体育館での開催となっているが、体育施設利用者だけの教室参加にとどまらないよう、健康課や介護福祉課主催のイベント時に合わせて周知を行うことや関係各所の窓口等でも掲示を行い、より多くの層に参加いただけるよう引き続き事業実施していく。</p>